

○議長（佐々木幸士君） 日程第二、議第一号議案ないし議第九十七号議案及び報告第一号ないし報告第四号を議題とし、これらについての質疑と、日程第三、一般質問とを併せて行います。

前日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。二十八番遠藤伸幸君。

〔二十八番 遠藤伸幸君登壇〕

○二十八番（遠藤伸幸君） おはようございます。公明党県議団の遠藤伸幸です。議長のお許しをいただきましたので、大綱四点について一般質問をさせていただきます。

大綱一点目、外国人材の受入れと共生について伺います。

我が国は少子高齢化と人口減少が急速に進み、本県においても、産業や地域社会の担い手不足が深刻化しています。こうした中、外国人住民は、地域経済や社会を支える重要な存在となっています。本県の在留外国人数は、昨年末時点で三万二千人を超え、過去最多となっています。また、外国人労働者数も昨年十月末時点で二万二百人余りとなり、こちらも過去最多を更新しました。この十年でいずれも倍増しています。独立行政法人国際協力機構、JICAの推計によれば、本県の県内総生産を維持していくためには、二〇三〇年までに約三・四万人、二〇四〇年までに約五・六万人の外国人労働者が必要になるとされています。まず、宮城県にとつての外国人材の必要性と今後の受入れについて、県としての基本的な考え方を確認したいと思います。一方、外国人の増加に伴い、近年、県民からは戸惑いや不安の声も上がっているのも事実です。そこで、公明党県議団では、仙台市民千人を対象に、外国人に関する意識調査を実施しました。その結果によると、「外国人が増えている」と感じている人は七三・六％に達している一方、外国人が増えていることについて「よい」と思う人は五〇・六％であるのに対し、「よくない」と思う人が四七・八％と、評価が拮抗しています。外国人が増えることに対するメリットについては、約六五％の人が「人手不足が解消されると思う」と答えたのに対し、逆に心配な点としては「治安の悪化」を挙げた人が七割近くに上りました。ただ、「ふだんの生活の中で外国人との関わりがある人」は一七％にすぎず、外国人の在留資格については「よく知らない」、「全く知らない」と答えた人が合わせて七五％に上っており、外国人との接点の少なさと制度への理解不足が不安を増幅させている面があるのではないかと考えられます。そこで伺いますが、外国人の増加に対する県民の

不安をどう受け止め、そして今後どう対応していくか御所見を伺います。

次に、政府の外国人政策の方向性に関して伺います。

国は近年、外国人の受入れと共生を進める一方で、不法滞在者ゼロプランの推進など規制も強化してきました。更に今年一月二十三日に新たに取りまとめた総合的対応策においては、過去にはなかった「秩序ある」との文言がタイトルに追加され、在留管理の適正化や制度運用の更なる厳格化を打ち出しています。秩序の確保は当然重要ですが、外国人住民からは、外国人のみが厳しい管理の対象となるとの印象を持たれるのではないかと懸念します。適法に暮らし働く外国人住民が萎縮し、日本嫌いになってしまうようなことがあってはなりません。全国知事会は昨年十一月二十六日、国民に向けたメッセージとして、多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言を採択しました。その中では、排他主義・排外主義を強く否定すると強調し、外国人の持つ文化的多様性を地域の活力や成長につなげ、多文化共生社会をつくると宣言しました。本県としても、このような強い姿勢で多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいただきたいと期待しますが、国の新たな方針について県としてどう受け止め、県の共生施策にどう反映させていくのか所見を伺います。

次に、多文化共生施策の推進について伺います。

本県は、全国に先駆けて多文化共生社会の形成の推進に関する条例を制定した県であり、県多文化共生社会推進計画のもと、意識の壁、言語の壁、生活の壁の克服に向けた施策を推進してきました。令和八年度も外国人県民にみやぎポイントを付与する外国人県内定着促進事業や、外国人に交流イベントへの参加を促す外国人地域参画促進事業などの新規事業が予定され、その成果に期待するものであります。一方、来年四月からは現在の技能実習制度が廃止され、新たに育成就労制度がスタートする予定で、外国人がより主体的に就労先を選択できる仕組みへと変わります。今後、外国人に選ばれる県を目指した取組がますます重要であり、更に踏み込んだ施策が必要となると思います。十二万人を超える外国人を受け入れている静岡県は、日本一の多文化共生県を目指すことを掲げ、昨年八月には、文化的多様性を都市の活力や成長の源泉とする世界の自治体でつくる国際ネットワーク、インターカルチュラル・シティ・ネットワーク、ICCに日本の都道府県として初めて加盟し、多文化共生の先進事例の共有や国内外に対する訴

求力の向上に努めています。本県としても静岡県のように、国際ネットワークも活用しながら施策の質を上げ、外国人と共生する県として発信する取組を検討してはどうかと思います。御所見を伺います。

次に、県内の日本語学校との連携について伺います。

現在、県内には大崎市立おおさき日本語学校のほか十三校の日本語学校があり、多くの留学生が日本語を学んでいます。また、外国人労働者や家族の日本語教育にも対応しています。日本語学校では、毎日の日本語教育だけでなく、登下校時の交通ルール指導、ごみや生活のルール指導、役所への引率、銀行口座開設時の補助、通院の引率や健康保険料の支払い指導など、留学生がトラブルなく生活できるよう様々な取組を行っています。また、町内会の会議への参加、地域の祭りへの参加、公立中学校への留学生の派遣等、地域社会との橋渡し役も務めています。一方、留学生は週二十八時間までアルバイトが可能であり、日本語学校は地域経済の人手不足の解消にも一役買っています。まさに日本語学校は地域と外国人材をつなぐ重要な存在であり、ノウハウも蓄積されています。しかし、本県の多文化共生推進計画や国際化戦略には、日本語学校が主要な担い手として位置づけられておらず、十分にその力が生かされていないのではないかと思わざるを得ません。そこで伺いますが、外国人材の受入れと共生を進める上で、日本語学校の役割をどのように認識しているのかを伺います。また今後、日本語学校と県や関係機関との連携を強化するとともに、運営補助等も検討すべきと考えますが、御所見を伺います。

大綱二点目、がん対策の推進について伺います。

がんは死亡原因の第一位で、二人に一人が罹患し、四人に一人が亡くなる、まさに国民病です。本県でも、がんは昭和五十九年から死因の第一位が続いています。県の人口動態統計によると、令和六年のがんによる死亡は七千三百二十八人とされています。県はこれまで、がん対策推進計画に基づき、予防、健診、医療提供体制、相談支援、療養支援の充実などに取り組んできました。そして、昨年二月に議員提案で制定された宮城県がん対策推進条例は、県がもう一段がん対策に力を入れるためのこだと受け止めています。条例制定を機に、これまでの成果と課題をはっきりさせ、足りないところに力を集中し、県民が実感できる形で前に進めることが大切だと考えます。そこで伺います。

県はこれまでのがん対策の成果と課題をどう総括し、条例を機に今後どこに重点を置いて対策を強化していくのか、知事の所見を伺います。

次に、がん医療提供体制について伺います。

県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合新病院は、本県のがん医療の将来を左右する事業です。先日、公明党県議団では、がんセンターの山田総長や佐々木院長と意見交換を行い、基本計画の検討過程でがんセンター側の意見は十分に反映されたと伺いました。県のがん医療が後退するような形にはならないと伺い、一定の安心を得たところです。ただ、県民の安心を確かなものにするためには、開院後を見据えた具体化が必要です。特に重要なのは二つです。一つ目は、これまで県立がんセンターが多くをカバーしてきた希少がん・難治がんへの対応です。統合後にがん難民を生まない体制をどう守るのが問われます。二つ目は、研究機能です。県民の財産とも言えるがんセンターの研究所の成果と人材を散逸させない道筋が必要です。そこで伺います。希少がん・難治がんに対する高度ながん医療体制について、新病院の開院後も県が責任を持って維持すべきであると考えますが、御所見を伺います。あわせて、研究所機能について、どこが引継ぎ、維持・発展させるのか、県として早期に方針と道筋を明確に示すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、がん予防、とりわけたばこ対策について伺います。

がん対策は治療の充実と同時に、予防と早期発見をどれだけ進められるかが鍵です。その中でも効果が大きいのが喫煙率の低下と受動喫煙の防止です。喫煙率については、本県の成人喫煙率は一八・三%とされ、全国では高いほうから七番目に位置します。全国平均との差は小さくありません。がん予防の観点から宮城にはまだ大きな改善余地があると言えます。また、公明党県議団として昨年十月に仙台市民千人を対象に行った意識調査では、家庭、職場、飲食店などで、たばこの煙、において、蒸気を感じる事が「よくある」と答えた人が二五・三%、「時々ある」が四〇・五%で、合計六五・八%が「ある」と答えました。望まない受動喫煙が今も日常に残っていることが浮き彫りになっています。本県の喫煙率が全国的にも高い水準にあることや、望まない受動喫煙が日常に残っている実態を踏まえ、県はどこに課題があると認識し、今後どのように取り組んでいくのか所見を伺います。

次に、加熱式たばこについて伺います。

加熱式たばこは、紙巻きのように火をつけて燃やすのではなく、たばこ葉を使い、機器で加熱して吸うタイプです。日本が最大の普及国であり、世界シェアの四割を占めていると言われています。火を使わないため、煙が少ない、においが少ないと受け止められがちで、紙巻きよりも軽いものと思われることがあります。しかし、見た目の煙が少ないことと健康影響が小さいことは同じではありません。誤解されると、家庭の室内や職場など、これまで喫煙が控えられてきた場所で使われやすくなり、望まない暴露がかえって増える心配があります。さきに紹介した仙台市民に対する意識調査では、喫煙者が吸っている製品は、「紙巻き」五七・八%、「加熱式」五〇・六%と、加熱式は既に主流となっています。更に加熱式の健康への影響をどう感じるかを聞いたところ、「紙巻きと同じぐらい有害」が二八・一%、「紙巻きより健康への影響は小さい」が二二・九%、「紙巻きよりもっと有害」が三・六%、「分からない」が四六・九%でした。加熱式たばこは、紙巻きたばこと同様に種々の発がん性物質が含まれ、受動喫煙の被害も生じます。県として専門家の意見も聞きながら、注意喚起と情報発信を強化すべきと思います。御所見を伺います。

次に、県独自の受動喫煙防止条例について伺います。

全国では健康増進法よりも厳しい規制を行う受動喫煙防止条例を制定する自治体が増えていきます。平成二十一年に初めて制定した神奈川県を皮切りに、兵庫県や広島県、東京都などでの策定が相次ぎ、平成三十年に健康増進法が改正された後も、山口県や静岡県、大阪府などで相次ぎ制定され、現在は十四都道府県まで増えていきます。東北六県では、山形県、秋田県、福島県、青森県の四県で制定されています。条例の内容はそれぞれ違いがありますが、飲食店での喫煙について法律よりも厳しく規制したりするなど、法律の上乗せ、横出しを行っている事例が多い状況です。また、私は神奈川県条例を調査いたしました。仙台北市民意識調査で、宮城県でも、より厳しい受動喫煙防止の条例を制定すべきかと尋ねたところ、「ぜひ制定すべき」が四二・八%、「今の健康増進法だけでよい」が二二・二%、「喫煙者の立場にも配慮すべき」一五・八%という結果でした。昨年十一月、厚生労働省は受動喫煙対策の実効性の向上や加熱式たばこの扱い

などを含め健康増進法の改正に向けた議論をスタートさせました。県としても、法改正の議論を踏まえながら受動喫煙防止条例の制定の検討に着手すべきと思いますが、御所見を伺います。

この綱の最後に、県庁舎の禁煙の推進について伺います。

県が県民に協力を求めていく上で、県や県議会が率先して範を示していくことも必要だと考えます。産業医科大学産業生態科学研究所による調査では、都道府県、県庁所在市、政令市、特別区、中核市など百六十六団体の一般庁舎について、敷地内全面禁煙は六十六団体で三九・八%、建物内禁煙、特定屋外喫煙場所があるのは、百団体で六〇・二%とされています。東北六県の県庁舎を見ると、青森県、岩手県、秋田県、山形県は敷地内全面禁煙ですが、宮城県と福島県は建物内全面禁煙で屋外喫煙場所あり。つまり、東北の中で敷地内に喫煙場所を残しているのは、宮城県と福島県だけとなっています。「すばらしい」と呼ぶ者あり）近年は副流煙による二次喫煙による健康被害だけでなく、たばこの成分が衣服や髪、壁、机などに付着し、後から揮発、再飛散して周囲に影響を及ぼす三次喫煙が注目されています。東北大学の田淵貴大准教授らが、非喫煙者で職場の二次喫煙がない六千五百十九人を対象に調査した研究によると、過去一年間に職場で三次喫煙による不快感を経験した人が一七%に上り、不快感を経験した人の多くは、仕事のパフォーマンス低下やメンタルヘルスの悪化を感じていることが明らかになりました。三次喫煙は健康だけでなく職場の生産性にも影響するということです。そこで伺います。県民と職員の健康を守る観点から、県庁舎の敷地内全面禁煙を徹底する方向で、県として改めて検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。御所見を伺います。

大綱三点目、東日本大震災の伝承について伺います。

東日本大震災から間もなく十五年を迎えます。時間がたつほど震災を直接知らない世代が増え、日々の暮らしの中で記憶は薄れていきます。だからこそ、これから先震災の記憶と教訓を分かりやすく発信し学びにつなげる伝承活動は、今まで以上に重要になります。一方で、伝承を支える現場は厳しくなっています。公益社団法人三・一一メモリアルネットワークが被災三県の伝承団体を対象に実施した調査では、活動継続に不安がある団体が九六%に上り、課題として資金と人材が挙げられています。また、被災三

県の伝承施設への訪問者数は令和五年をピークに二年連続で減少しています。中央防災会議による南海トラフ巨大地震の被害想定によると、津波による死者は、早期の避難率が高ければ、最大二十一万五千人から七万三千人へと十四万人以上も減らせると考えられています。災害の教訓を伝え続けることが将来の大災害の被害軽減にも直結すると考えます。そこでまず、震災伝承の意義と価値、そして現在直面している課題について、県はどのように認識しているのか所見を伺います。

次に、伝承団体への支援について伺います。

地域に根差して伝承の現場を担ってきたのは、語り部活動を行う民間団体です。ところが、活動の継続不安が高まっています。ここに十分な手当てがなされなければ、担い手の減少は加速し、伝承活動の質と量が低下しかねません。県では、伝承活動を支え、ネットワーク形成を後押しするため、八十八団体が参加する震災伝承みやぎコンソーシアムの運営を推進してきました。コンソーシアムでは、情報発信部会、環境整備部会、連携促進部会に分かれて、情報発信の高度化や学習プログラムの作成、産学官の連携促進などに向けた取組を進めており、県はその活動を補助しています。また、伝承団体活動支援として、他団体の模範となるような伝承活動に対して活動経費の補助も行ってきました。私は、これらの支援は短期で区切るのではなく、継続してこそ成果が出ると考えますし、民間伝承団体が活動の継続に不安を抱えていることを踏まえ、支援の継続と必要に応じた拡充を図るべきです。その財源としては、ふるさと納税のメニューを工夫し、今後ますます重要になる震災伝承活動への支援に特化した形で寄附を募る仕組みを構築してはどうかと考えます。震災伝承みやぎコンソーシアムや民間の伝承団体への支援については今後も継続するとともに、ふるさと納税等の活用で財源を確保しながら、更に拡充を図っていくべきと考えますが、所見を伺います。

次に、石巻市のみやぎ東日本大震災津波伝承館について伺います。

県内外から多くの来館者を迎える拠点であり、県内の伝承活動の入り口としての役割も担っています。近年はVR技術などを活用し、他の震災伝承施設を紹介する取組も進められています。しかし、伝承館が担うべきゲートウエー機能は、VRで施設を見せることにとどまらず、防災学習等のニーズに応じて、県内の民間伝承団体や語り部、各地域の施設との連携・調整のハブになることが重要だと考えます。みやぎ東日本大震災

津波伝承館のゲートウエー機能について、VR等を活用した情報提供に加え、民間伝承団体等との連携・調整も含めて機能強化を図るべきと考えますが、所見を伺います。

次に、教育旅行・防災学習の強化について伺います。

震災を経験していない子供たちが増える中で、学校教育の中で被災地で学び、語り部の一次情報に触れ、避難や備えを自分事として捉える機会をもっと厚くしていく必要があります。県教育委員会の保健体育安全課のまとめによれば、今年度被災地での校外学習を行ったのは、公立小学校で約五〇％、中学校で四三％、高校で二二％、特別支援学校三四％となっています。まだまだ伸ばせる余地があると考えます。また、県外校を対象としたみやぎ教育旅行バス等助成金は、昨年度三百三十九校に助成したものの、多くが隣県に偏っています。今後、首都圏等への展開を強めていく必要があると考えます。一方、校外学習や教育旅行を受け入れる語り部や伝承団体からは、受入れのための調整や人件費等の確保に苦慮しているとの声もいただいております。バス代だけでなく、語り部の出勤経費等も含めた支援を検討すべきと考えます。そこで、被災地で校外学習を行う学校の増加に向けて、バス料金への補助に加え、語り部の出勤経費の補助等を検討すべきと考えますが、見解を伺います。また、宿泊税も活用して、みやぎ教育旅行バス等助成金の拡充を図るべきと考えますが、併せて所見を伺います。

この綱の最後となりますが、伝承活動を今後将来にわたって継続していくためには、県の責務や県民・事業者の役割、基本施策、推進体制、計画と検証の枠組みを明確にした条例の制定が必要ではないかと考えます。今、県は防災庁の地方拠点の誘致を掲げています。防災の中核機能を担う拠点を目指すのであれば、なおさら震災伝承を長期で支える仕組みを整えていくことが県の姿勢としても重要だと考えます。震災伝承を将来にわたり推進するための条例の制定について検討を進める考えがあるか、県の見解を伺います。

大綱四点目、動物愛護行政について伺います。

本県では近年、ペットの終生飼養の啓発、譲渡の推進などの取組が積み重ねられ、成果が数字として表れています。猫の返還・譲渡率は十年前の平成二十七年度の二八％から令和六年度には七一％まで向上しました。あわせて、譲渡不適な猫の殺処分は令和六年度五十四頭と過去最少を更新しています。こうした成果は、県の取組に加え、現場

で支えてこられた関係機関やボランティアの皆様の方々の努力のたまものであり、心から敬意を表したいと思います。また県では、子猫の救命と譲渡につながる取組として、ミルクボランティア制度を導入し、収容下の子猫を地域の協力で育成し、譲渡につながる体制整備も進めてきました。一方で、動物愛護団体の皆様からは、現場の負担が重くなっているという声が上がっています。背景には、動物愛護管理法の改正以降、行政が犬猫を引き取って収容する対応を前提にしなくなった結果、これまで行政の引取りに向かっていた相談や案件が動物愛護団体に回りやすくなっているという実態があります。更に、多頭飼育崩壊が起きると、愛護団体に負荷が集中しやすい構造があります。多頭飼育崩壊は短期間に多数の動物が一気に保護を要する状態となり、放置すれば命が危ないため待ったなしの案件です。しかし、行政は収容スペースや人員に限りがあります。結果として、今すぐ命を救うために動ける団体が受皿となり、緊急対応とその後の治療、飼育、譲渡までの長い対応を同時に抱えることになりやすいと考えます。そこで、県の今後の動物愛護行政について三点伺います。

第一に、動物愛護団体への支援の在り方について伺います。

県はこれまで、飼い主のいない猫の不妊去勢手術への助成を通じて活動を後押ししてきましたが、現場では、捕獲、搬送、一時保護、医療、譲渡など手術以外の負担も大きいのが実情です。また、多頭飼育崩壊への対応などでは、飼い主の困難さも背景にある場合があります。動物愛護団体が福祉的な配慮を伴う調整まで担うこともあると伺っています。県として、動物愛護団体が担っている多面的な役割をどのように評価しているのか伺います。その上で、手術費用の助成による間接的な支援に加え、一定の条件の下で、活動費など直接的な支援にも踏み込むべきと考えますが、御所見を伺います。

第二に、猫の不妊去勢手術の推進について伺います。

県では、制度開始当初六十万円だった不妊去勢手術の助成予算を年々拡充し、来年度は千百万円まで拡充する予定と承知しています。ただ、ニーズが多く、年度を通して実施は難しい状況と伺っています。一方、最近では県内でも不妊去勢手術に特化した移動式スペイクリニックが登場し、猫の問題の解決に大きく貢献しています。ワゴン車に手術室を設け、県内各地で低廉な料金で手術を実施していますが、短期間に多くの手術をするため、助成金の枠を早期に使い切ってしまうという課題もあると伺っています。

そこで、スペイクリニックについては助成金を別枠で運用し、従来の半額助成に戻す代わりに件数を大幅に増やすなどの工夫を行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。また、県の動物愛護センターでは、譲渡する猫に不妊去勢手術を実施しているところも承知していますが、マンパワーが足りず全てに実施ができていない状況とも伺っています。そこで、移動式スペイクリニックの力も活用してはどうかと思います。移動式スペイクリニックと連携しながら、飼い主のいない猫や譲渡対象の猫の不妊去勢手術を促進していくことについて、県の所見を伺います。

最後に、動物愛護推進員制度の活性化について伺います。

動物愛護精神や適正飼養に関する普及啓発を担っていただくため、県が委嘱しているのが令和六年度末時点で四十九人いる動物愛護推進員であります。ただ、現役の推進員の方々からは、行政と協働する場面や研修会等の機会が少ないという指摘が上がっています。推進員に更に活躍をしていただけるよう、活動の場の設定や市町村との連携、必要な実費への配慮などについて、活動しやすい環境づくりが重要と考えます。動物愛護推進員制度をより実効性ある形で運用していくための具体的な方向性について所見を伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 遠藤伸幸議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、外国人材の受入れと共生についての御質問にお答えいたします。初めに、外国人材の必要性や受入れへの基本的な考え方についてのお尋ねにお答えいたします。

人口減少が本格化していく中で、地域活力の維持・活性化を図るためには、外国人材の確保・定着に取り組むことが、今後ますます重要になると認識しております。県ではこれまで、インドネシア等と覚書を締結し、県内企業による外国人材の受入れを支援してきたところであり、今後も県内企業が直面する深刻な人手不足に対応するため、外国人材の確保を積極的に進めてまいります。加えて、来年度はデジタル身分証アプリを

活用し、外国人県民に対しまして、日本語講座等のイベントの案内や地域のローカル情報等を多言語で発信する事業を新たに実施することとしております。こうした取組を通じて、外国人材が我が県で安心して暮らし活躍できる環境を整備するなど、共生社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、国の新たな方針への受け止めと今後の共生施策についての御質問にお答えいたします。

先月に国が策定した総合的対応策は、一部の外国人による法やルールを逸脱する行為等について、国民が不安や不公平を感じる状況に的確に対処するために取りまとめられたものであります。一方、この方針では、外国人の多くは勤勉で法や社会規範等を理解し、地域・産業を支えている存在であり、そうした外国人が社会の一員として尊厳を持って生きられる社会の構築が必要とされております。こうした秩序ある共生社会の実現を目指す国の方針は、外国人材の確保・定着を図るためにも必要なものであると考えております。総合的対応策の中では、国と地方公共団体が連携し、外国人がルールを理解できるようにする取組を行うこととされております。このため県では、来年度新たに相談員が地域に出向き、市町村と連携したオリエンテーションを実施し、ごみの分別方法や交通法規などの地域ルールへの理解促進を図る事業を実施することとしており、今後も効果的な共生施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、大綱二点目、がん対策の推進についての御質問のうち、がん対策の成果と課題及び今後の重点対策についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、平成二十年に策定した宮城県がん対策推進計画に基づき、がん予防、がん医療、がんとの共生を三本の柱として、総合的ながん対策を推進してまいりました。令和五年度末までの第三期計画においては、目標に掲げた「年齢調整死亡率の一二％減少」を達成したものの、喫煙などの生活習慣の改善、がん検診受診率の伸び悩み、県内のがん診療を行う一般の病院とがん診療連携拠点病院の連携体制の構築などの課題がありました。このため県では、昨年度から第四期計画において、がん予防の啓発や検診受診の促進に加え、県独自のがん診療連携推進病院の指定による医療機関の連携強化や相談支援の充実に重点を置いて取り組んできたところであります。県といたしましては、宮城県がん対策推進条例の制定を契機として、がんの予防につながる生活習慣の改善と

早期発見、早期治療につながるがん検診の重要性について、新たに開催する県民向けの講座などにより県民への普及啓発を強化してまいりたいと考えております。がん診療連携拠点病院は国が定めているのですが、それよりレベルはちよつと下がって、特定の部位に特化した病院ということなのですけれども、がん診療連携拠点病院ではなくて推進病院というものを県が独自に設けているということでございます。

次に、県庁舎の敷地内全面禁煙についてのお尋ねにお答えいたします。

県庁行政庁舎では、平成二十二年七月から屋内での全面禁煙を実施しており、併せて屋上に特定屋外喫煙場所を設置して喫煙者が利用できるようにしております。なお、今年度の定期健康診断における職員の喫煙率は、約一四％となっております。――意外と愛煙家が多いということです。我が県では、これまで宮城県職員安全衛生委員会において全庁的な喫煙防止対策のほか、喫煙場所の廃止についても検討を行ってまいりました。今後は、我が県として敷地内全面禁煙を導入するかどうかにつきまして、禁煙家、愛煙家双方の意見をしっかりと伺いながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、大綱三点目、東日本大震災の伝承についての御質問のうち、震災伝承の意義と価値、課題についてのお尋ねにお答えいたします。

繰り返し大きな災害に見舞われてきた我が国にとって、将来起きる災害から命を守り、同じ悲しみを繰り返さないためにも、震災伝承の取組は大変意義深く価値のあるものと認識しております。一方、時間の経過により震災を知らない世代が増え、記憶の風化も懸念されることから、震災の記憶や教訓をしっかりと伝え継いでいくことが重要であると考えているところであります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱三点目、東日本大震災の伝承についての御質問のうち、震災伝承みやぎコンソーシアムや震災伝承団体への支援についてのお尋ねにお答えいたします。

県ではこれまで、震災伝承を推進する官民連携組織である、震災伝承みやぎコンソ

ーシアムの運営支援を行ってまいりました。また、みやぎ震災伝承連携推進事業補助金などにより伝承団体の活動支援にも取り組んできましたが、これらの財源の一部には、ふるさと納税が活用されております。来年度については、企業版ふるさと納税も活用し、次世代の伝承の担い手育成を対象とするメニューを創設するなど、当該補助金の更なる拡充を行う予定です。今後も震災伝承を取り巻く環境の変化を注視し、伝承団体をはじめ関連団体と連携しながら、引き続き、ふるさと納税などの活用による支援拡充についても検討してまいります。

次に、みやぎ東日本大震災津波伝承館の民間伝承団体等との連携・調整機能についての御質問にお答えいたします。

みやぎ東日本大震災津波伝承館では、VRの活用に加え、常設展で県内伝承施設や伝承団体の紹介とパンフレット等の配架を行うとともに、企画展において他の伝承施設に関する展示を行うなど、連携・調整機能の強化に取り組んでまいりました。また、今年度から伝承館の展示運営委託業務を拡充し、県内伝承施設及び伝承団体等の情報収集案内や紹介に関することについても、民間の専門的知見を活用して窓口業務の強化を図っているところです。今後も、他の伝承施設や伝承団体とも連携し、伝承館の連携・調整機能の強化に努めてまいります。

次に、語り部の出勤経費に関する補助と、宿泊税を活用したみやぎ教育旅行バス等助成金の拡充についての御質問にお答えいたします。

震災を知らない世代が増加する中で、学校教育において震災伝承に触れる機会を取り入れることは重要であると認識しております。県では昨年度から、語り部の派遣を希望する県内の学校に対して、語り部との連絡調整を行うとともに、謝金や旅費について、県が負担する取組を行っているところです。また、みやぎ教育旅行バス等助成金については、県外の子供たちによる被災地訪問を促し、防災を自分事として捉える機会の創出につながっております。御提案のありました制度拡充については、首都圏の学校等の意見も伺いつつ検討してまいります。引き続き、語り部や伝承団体の御意見も踏まえながら、学校教育の中で震災伝承に触れる機会が増えるよう努めてまいります。

次に、震災伝承を将来にわたり推進するための条例の制定についての御質問にお答えいたします。

東日本大震災の経験、教訓を伝え継ぎ、二度と同じ悲しみを繰り返さないため、防災力を向上させていくことは、防災庁の設置の理念にかなうものと考えております。県では、災害時に自らの命を守る行動が実践できる社会を構築するという基本理念の下、震災伝承に関する取組の方向性を明示し、その取組を着実に進めていくために、東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針を令和三年度に策定しており、昨年度と今年度、見直しを行ってきたところです。条例の制定につきましては、震災伝承の施策等に関して伝承団体等との連携が重要であり、時代や団体の活動状況などの変化を的確に捉え、柔軟に対応していくことが求められることから、現時点では基本方針の改定により対応し、伝承の取組を推進してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 環境生活部長末永仁一君。

〔環境生活部長 末永仁一君登壇〕

○環境生活部長（末永仁一君） 大綱四点目、動物愛護行政についての御質問のうち、動物愛護団体の役割への評価と活動費の支援についてのお尋ねにお答えいたします。

県内には、飼い主のいない猫の保護や譲渡のあっせん、飼い主への適正飼養の助言などの活動をボランティアで行っている個人やグループが多数ありますが、県では、それらの中でも、保健所や動物愛護センターが収容した動物を譲り受けまたは新しい飼い主探しを行う個人やグループを登録譲渡対象者として登録しているところです。現在、二十五者が登録され、この方々は行政では行き届かない手厚い活動を行っており、我が県の動物愛護行政の推進において重要な役割を担っているものと認識しております。県ではこれらの方々に対し、公益社団法人宮城県獣医師会への補助を通じて、仙台市以外で保護した猫に要する不妊去勢手術費用の負担軽減を行うとともに、今年四月からは、新たに譲渡のマッチングウェブサイト「みやぎわんにゃん家族むすび」を立ち上げることにしました。これにより、犬猫の譲渡に係る効率化と更なる負担軽減につながるものと考えております。県といたしましては、今後もこうした取組により、動物愛護活動をされている方々に対する支援を継続しながら、活動費などについては、支援の在り方や必要性を含めて検討してまいります。

次に、移動式スペイクリニックへの助成と連携についての御質問にお答えいたしま

す。

ワンボックスカーなどの車内に手術室を備え、猫の不妊去勢手術を行うことができず、移動式スぺイククリニックにつきましては、県内でも昨年から開業されており、依頼者が動物病院に猫を連れていく負担を軽減できるなどのメリットがあります。県では、県獣医師会に対し、仙台市以外で保護された飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の補助を行っているところですが、移動式スぺイククリニックの手術件数が増加したことを考慮し、来年度は補助金を増額することといたしました。今後も移動式スぺイククリニックの手術件数の増加に対応できるよう、効果的な助成方法について、事業主体である県獣医師会と協議を重ねてまいります。また、移動式スぺイククリニックとの連携については、動物愛護センターでの不妊去勢手術に係るマンパワーが不足した際に、移動式スぺイククリニック等に不妊去勢手術の一部を外部委託できるように来年度予算に新たに費用を計上したところです。今後とも、移動式スぺイククリニックとの連携について、関係者間で検討を進めてまいります。

次に、動物愛護推進員の運用についての御質問にお答えいたします。

動物愛護推進員は、動物愛護管理法に基づき、地域における犬猫等の動物愛護の推進に熱意と識見を有する方の中から知事等が委嘱するものであり、現在、県内で獣医師や愛玩動物飼養管理士、動物愛護団体の代表者など五十六名を委嘱しております。こうした愛護推進員の方々には、それぞれのお住まいの地域を中心として、犬猫の適正飼養や繁殖防止措置の普及啓発、譲渡のあっせんなどを行っていただいております。また、各保健所や動物愛護センターが実施する動物愛護啓発イベントや動物愛護に関する研修会への参加などを通じ、県の各種事業に御協力いただいているところです。県といたしましては、引き続き、県が実施する各種イベントや研修会に参加いただくとともに、動物愛護推進員の方々には県内各地域で様々な活動を行っていることから、それらの活動内容をとりまとめの上、各市町村や県獣医師会に提供し積極的な活用を働きかけることで、動物愛護推進員の方々へ更に活動しやすい環境づくりを進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、がん対策の推進についての御質問のうち、仙台赤十字病院と県立がんセンター統合後の希少がん・難治がんへの対応と、研究所機能についてのお尋ねにお答えいたします。

先月公表された基本計画では、新病院のがん医療機能について、他のがん診療連携拠点病院や宮城県がん診療連携推進病院とともに、県内のがん政策において必要な機能を維持するとともに、がんゲノム医療の提供や低侵襲外科手術、高度の放射線治療に代表される先進的な治療を行うことが示されたところです。希少がんや難治がんへの対応も含め、新病院におけるがん診療の具体的な機能については、東北大学を含めた関係者間で議論を重ねてきたところであり、医師派遣や人員配置、医療機関ごとの役割分担など診療体制の具体化について、専門的な治療を必要とする患者の受療機会確保に向け、県としても責任を持って協議に当たっております。なお、新病院において、がんセンターの研究機能を引き継ぐことは想定しておりませんが、今後の在り方について、引き続き東北大学と協議・検討を行ってまいります。

次に、喫煙率や受動喫煙の課題と今後の取組についての御質問にお答えいたします。我が県の喫煙率や受動喫煙の機会を有する人の割合は、年々減少傾向にあるものの、全国値を上回る水準にあることから、みやぎ21健康プランにおいて、市町村が行う住民を対象とした禁煙支援の取組への支援や情報発信、受動喫煙防止宣言施設登録制度の普及、職場における受動喫煙防止の促進等に取り組んでまいりました。しかしながら、依然として一部の年代では喫煙率が高く、家庭や職場における受動喫煙の機会も多いことが課題であると認識しております。県といたしましては、喫煙率の低下及び職場や家庭における望まない受動喫煙をなくすため、関係機関と連携しながら、喫煙率の高い年齢層への禁煙支援の強化促進、喫煙や受動喫煙による健康影響の分かりやすい普及啓発に引き続き取り組んでまいります。

次に、加熱式たばこの発がん性に関する情報発信についての御質問にお答えいたします。

加熱式たばこは、その煙にニコチンや発がん性物質などの有害な物質が含まれており、本人はもとより周囲の人の健康への悪影響が否定できないとされているところです。このため県では、東北大学の協力を得て加熱式たばこのリスクに関する啓発資料を作成

し、世界禁煙デー及び禁煙週間やみやぎ受動喫煙ゼロ週間において、県民への普及啓発を行っているほか、普及啓発動画を作成し、情報発信を行っております。現在、国において加熱式たばこに関する研究が進められており、今後結果が報告されると伺っておりますので、県といたしましては、国の研究の動向を注視するとともに、県民の正しい理解につながるよう注意喚起や情報発信の強化に取り組んでまいります。

次に、受動喫煙防止条例の制定についての御質問にお答えいたします。

県では、令和二年の改正健康増進法の施行に伴い、啓発資材の作成・配布、受動喫煙防止ガイドラインの見直し等により、県民に対して受動喫煙の健康影響に関する普及啓発を行ってまいりました。また、事業所等における受動喫煙防止対策を促進するため、平成二十七年九月に受動喫煙防止宣言施設登録制度を創設し、仙台市、全国健康保険協会宮城支部と共同で、受動喫煙防止の環境づくりに取り組んでおります。受動喫煙防止に関する条例を制定している都道府県においては、喫煙専用室が設けられる飲食店であっても、従業員を雇用する場合は原則屋内禁煙に努めることとするなど、法を上回る規制を設けて受動喫煙の防止に取り組んでいただいております。受動喫煙防止条例の制定については、現在国において健康増進法の見直しの議論を進めていることから、その動向を注視し検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 経済商工観光部長中谷明博君。

〔経済商工観光部長 中谷明博君登壇〕

○経済商工観光部長（中谷明博君） 大綱一点目、外国人材の受入れと共生についての御質問のうち、県民の戸惑いや不安への対応についてのお尋ねにお答えいたします。

令和四年度に県が実施した調査においては、日本で生活する外国人が増えることについて、「望ましい」と答えた方が四二・一％である一方、「望ましくない」が一二・二％となっております。外国人住民の増加に対して不安を感じる県民の方もおられると承知しております。この背景には、御指摘のありました外国人との接点の少なさや、制度理解の不足があるものと認識しております。このため、県ではこれまで、県国際化協会や市町村等と連携し、地域住民と外国人との交流会を開催するとともに、地域の伝統文化行事に外国人に参加いただく機会を設けるなど、外国人と接する機会の創出を図ってま

いりました。また、外国人材に関する県民の理解促進を図るイベントにおいて、在留資格や技能実習制度の説明を行うなど、県民に対する関連制度の周知にも取り組んでまいりました。今後もこうした取組を継続し、外国人の増加に対する県民の不安の解消に努めてまいります。

次に、多文化共生施策の質の向上等についての御質問にお答えいたします。

現行の多文化共生社会推進計画においては、「多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ」を基本理念とし、誰もが暮らしやすい環境整備に積極的に取り組むこととしております。これまでも本州初となる公立の日本語学校の設置など、前例にとられない施策を展開してまいりました。また、来年度はデジタル身分証アプリを活用して地域の情報を多言語で発信する事業を新たに実施予定であり、今後も全国の先進事例を参考にしながら施策の質の向上に努めてまいります。なお、御指摘のありましたインターカルチュラル・シティ・ネットワークについては、既にメンバーとなっている静岡県や浜松市から加盟の具体的な効果等を伺い検討してまいります。

次に、県内の日本語学校との連携についての御質問にお答えいたします。

現在県内では、おおさき日本語学校のほか十三の民間日本語学校が運営されております。御指摘のとおり、日本語教育のみならず、地域での文化交流体験などを実施している学校も多いと伺っており、多文化共生を推進していく上で県内日本語学校は重要な役割を果たしているものと認識しております。おおさき日本語学校に対しては、これまでも入学生の確保など安定運営に向けた支援を行ってきたところであり、その際には、民間日本語学校の経営者の方から運営ノウハウについてアドバイスをいただくなど連携した取組を進めてまいりました。今後、我が県の多文化共生施策の更なる推進を図る上で、日本語学校とどのような連携が可能なのか、まずは幅広く意見交換を行う機会を設けたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 二十八番遠藤伸幸君。

○二十八番（遠藤伸幸君） 御答弁ありがとうございます。まず、震災伝承について再質問させていただきますが、先日、村井知事は報道各社の震災十五年のインタビューに答えて——日経新聞の記事ですけれども、「これから重要になってくるのは震災伝承

だ。次の世代が命を救えるようにする。語り部などを通じて学んでもらい、同規模の災害があっても誰も亡くならない形にしたい。」と意欲を示されておりましたが、これはいわゆる本心というか、改めてその決意を伺いたいというふうに思います。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 震災から十五年たちまして、震災後に生まれた子供たちもかなり増えてまいりました。また、あの時はいろんなところで映像が流れたのですが、それはもう流れづらくなったということもありまして、だんだん記憶が薄れてきているということでもあります。我々あれだけの大きな災害を経験した者として、同じような災害が起こったときに、少なくとも人命だけは救える、誰も亡くならないといった国づくり、県土づくりをしていく——そのためにも傳承していくということが何よりも重要なことだというふうに思っているところであります。

○議長（佐々木幸士君） 二十八番遠藤伸幸君。

○二十八番（遠藤伸幸君） それであれば、もう少し踏み込んだ答弁をいただきましたか。たというのが正直なところではあるのですけれども、この知事の思いを具体化する一つの手段として、条例の制定も提案をさせていただいたわけですが、先ほど答弁のあったとおり震災傳承の基本方針はあるけれども、推進計画ですとか成果指標などはない状況ではないかというふうに思っております。今後やはり先細りになってしまっているのではないかという不安が傳承団体のほうにもあるのではないかというふうに思っております。今後、本当に数十年先、また百年先までこの傳承をしっかりと続けていきたいという傳承団体の皆様の思いをしっかりと受け止めて、将来的にこれを支えていくのだというそういった体制整備がやはり求められているのではないかというふうに思っております。今年度県でフォーラムも開かれるということがございますので、ぜひ改めて現場の意見を聞いていただきまして、推進体制でございますとか将来目標等について検討していただき、条例などもぜひ御検討いただきたいというふうに思いますが、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほど部長が答弁いたしましたけれども、基本方針がございまして、こういったようなものをしっかりと見直していくことではありますが、その

中で条例を制定するほうがよいということであれば、条例をつくるということもありうるというふうに思いますが、現時点においては今年度見直しを行ってきたところでありますので、もう少し様子を見させていたいただきたいというふうに思っております。

○議長（佐々木幸士君） 二十八番遠藤伸幸君。

○二十八番（遠藤伸幸君） 先ほど昨年度から語り部に謝金を出す制度も導入したという事なのですが、実績はどうなのでしょう。

○議長（佐々木幸士君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 昨年度から導入いたしましたけれども、実績は昨年度も今年度もまだ一個ずつという状況であり周知されていないということですので、今後周知などにも努めていきたいと思えます。

○議長（佐々木幸士君） 二十八番遠藤伸幸君。

○二十八番（遠藤伸幸君） 制度をつくっても使われていないというようなことはちよつとこれは問題ではないかというふうに思いますので、しつかり活用されるような制度にしていきたいと思っております。

また、外国人材に関してでございますけれども、日本語学校についてより連携を強化して、そのノウハウ等も活用できるのではないかというふうに思っております。幅広く意見を聞いていただき、将来的にはそういった連携協議会みたいなものを各関係機関と一緒に立ち上げていってはどうかと思えますが、御所見を伺います。

○議長（佐々木幸士君） 経済商工観光部長中谷明博君。

○経済商工観光部長（中谷明博君） 県内の日本語学校の皆さんとは県の事業を行う際に意見を聞いたりというような交流はこれまでございました。先ほど御答弁させていただきましたとおり、どのような連携が可能なのか幅広く意見交換をさせていただきまして、その先に協議会のようなものをつくるということが必要だということであれば、そうしたことも含めて幅広く検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木幸士君） 二十八番遠藤伸幸君。

○二十八番（遠藤伸幸君） 日本語学校ではアルバイトの紹介も学生に対して行っているということ——ただ、なかなかそれも大変だということで、そこをうまく県でもマッチングについて支援できるのではないかというふうに思いますので、ぜひ連携を進め

ていただければと思います。

それから、がん対策の推進についてでございます。県庁舎の禁煙についてですが、れども、宮城県がん対策推進条例第十条第二項で「県は、喫煙率の減少及び受動喫煙の防止のために必要な施策を講ずるものとする。」というふうにしつかりと規定されておりますので、慎重に検討するのは分かりますけれども、目標年度を決めてぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 受動喫煙の防止に努めることも当然のことです。現在は県庁舎においては屋上で――非常に寒いこの冬であったとしても屋外のところではたばこを吸っていただくということにしておりまして、たばこを好まない方には煙が入らないようにということは努めているところであります。県の要綱でも受動喫煙防止に向けてしっかりと取り組んでいくということは書き込んでおりますので、よく検討してまいりますというふうに思っております。